

安行を歩いて散策

(休憩時間の含まれていないおおよそのめやすです。)

戸塚安行駅(3番出口)	西福寺	赤山城跡	金剛寺(吉田権之丞の碑)	興禅院・もみじ園 花と緑の振興センター	万葉植物苑	ふるさとの森(チリメン)	川口緑化センター 道の駅 川口あんぎょう
5分	9分	13分	10分	12分	8分		

所要時間 ゆっくり歩いて22分

交通アクセス



電車・バス

- 埼玉高速鉄道線(地下鉄)戸塚安行駅下車1番出口 徒歩20分
- JR川口駅東口 安行出羽行「川口緑化センター」下車
- JR東川口駅南口 慈林経由西川口駅行「安行領家」下車 徒歩10分
- 東武線草加駅西口 草加市立病院経由安行出羽行「川口緑化センター」下車

自動車

- 東京外環自動車道
三郷方面から 草加出口より国道298号経由で約2km
所沢方面から 川口西出口より国道298号経由で約5km

駐車場
175台収容

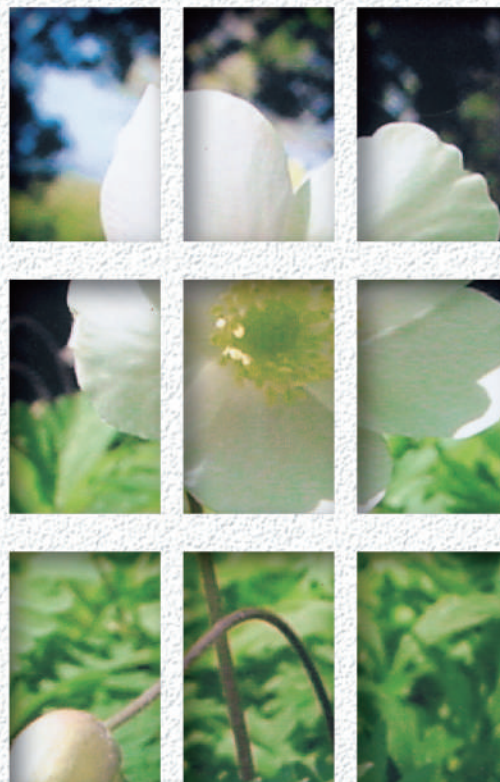
川口緑化センター

ジュリアン

樹里安



ご利用案内



川口市指定天然記念物「イチリンソウ」

 公益財団法人 川口緑化センター

〒334-0058 川口市大字安行領家844番地の2
TEL.048-296-4021 FAX.048-295-0004 URL <http://www.jurian.or.jp/>



植木の里・安行
道の駅「川口・あんぎょう」



花と緑の 道の駅

川口
あんぎょう

川口緑化センターは、

川口の伝統産業である、植木・花と造園の特産農業の振興を図り、緑化産業のための各種情報の収集、提供を行う拠点施設。

- 花と緑に関する各種の展示会やイベントの開催。
- 植物と人とのふれあいの場所を提供し、各種情報を発信する緑化関係の総合施設。



1階売店、2階レストラン、首都高速道川口PA売店で販売中

オリジナル 樹里安アイス

利用料

単位：円

会議室利用料					
区 分	収容人数等	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～22:00	全日 9:00～22:00
会議室1	51人	1,320	1,760	1,760	4,110
会議室2	51人	1,320	1,760	1,760	4,110
会議室3	87人	1,980	2,640	2,640	6,170
会議室1・2	108人	2,640	3,520	3,520	8,220
会議室2・3	138人	3,300	4,400	4,400	10,280
会議室1・2・3	198人	4,620	6,160	6,160	14,300
会議室4	20人	2,310	3,080	3,080	7,190
日本間	15畳	1,320	1,760	1,760	4,110
広 場	2,094㎡	—	—	—	22,000

備考：広場の利用において収益を伴う場合の利用料は、売上の20%以内とします。

単位：円

付属設備利用料			
名 称	単 位	金額（1回に付）	備 考
マイク	1本	770	
ワイヤレスマイク	1本	1,100	
スライド映写機	1式	1,100	スクリーン付
オーバーヘッドプロジェクター	1式	1,100	スクリーン付
パソコンプロジェクター	1式	2,200	スクリーン付
ビデオプロジェクター	1式	2,200	スクリーン付
ワゴンアンプ	1式	2,200	

備考：この表による利用料は、会議室等利用料の表に定める午前、午後および夜間の区分におけるそれぞれの利用を1回として計算します。

注意：ビデオプロジェクターは会議室3のみでご利用いただけます。マイク、ワイヤレスマイク、ビデオプロジェクターを利用する場合、ワゴンアンプが必要となります。（別料金2,200円）

各階施設のご案内

5F

屋上庭園・ラウンジ・
日本間(和室)・会議室



■和室



■ラウンジ



■会議室4



■屋上庭園

4F

図書コーナー・
団体事務所・
管理事務所



■図書コーナー

3F

会議室



■控室



■会議室1~3



■会議室3

2F

資料展示コーナー・
レストラン



■レストラン



■緑を学ぶ資料展示コーナー



■広場

1F

アトリウム・
「道の駅」情報ターミナル



■広い空間のアトリウム



■「道の駅」情報ターミナル



■軽食コーナー・自動販売機

屋外 広場・
軽食コーナー・トイレ



屋内売場



JAさいたま
農産物直売所



日本
庭園

第二駐車場



身障者トイレ



軽食コーナー



EV



情報
ターミナル



売店



展示場

植木・鉢物などの展示・販売

1F アトリウム

精算所

自販機

第一駐車場

施設のあらまし

開 所	平成8年4月1日
敷地面積	8,113.57㎡ (国土交通省用地617㎡)
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造5階建
延床面積	4,696.73㎡
1階	1,890.43㎡ 屋外トイレ 93.49㎡
2階	881.02㎡ 軽食・自販機コーナー 40.50㎡
3階	738.51㎡ 屋外精算所 9.1㎡×2
4階	683.30㎡
5階	451.68㎡
塔屋	51.79㎡





夏のイベント (6・7・8月)

- 朝顔・ほおずき市
- 初夏の盆栽展
- 夏の観葉植物の寄せ植え展示販売



冬のイベント (12・1・2月)

- 新春緑花祭
- 松竹梅の寄せ植え講習会



ご利用案内

- 申込み受付場所** ■ 川口緑化センター4階事務所
- 申込み受付時間** ■ 午前9時から午後5時まで。ただし、休所日は受付いたしません。
- 休 所 日** ■ 12月29日から翌年の1月3日まで（年末年始）センターの設備点検などにより、臨時休所があります。
- 申込み受付期間** ■ 利用日の6ヶ月前の月の初日から、利用日の前日まで。
※緑化産業や農業振興及び緑化啓発を目的とする会議室利用者は、一般利用者よりも半年早く優先的に予約ができます。
詳しくは管理課までお問い合わせ下さい。
- 申込み方法** ■ 所定の申請書により申込みをして下さい。郵送や電話での受付は、いたしません。
- 利用期間** ■ 施設を引き続いて利用できる期間は、5日間です。
- 利用時間** ■ 午前9時から午後10時まで。利用時間には、準備と後片づけの時間を含んでいます。この時間内に終了するように利用時間を厳守して下さい。
- 利用許可と利用料** ■ 申込みの内容を適当と認めたときは、利用許可書を交付しますので、利用料を納入して下さい。ただし、広場の収益を伴う利用の場合、利用料は利用が終わった日から5日以内に納入して下さい。一旦納入していただいた利用料は、市条例で定められている場合を除き、お返しすることができません。
- 利用料** ■ 利用時間の区分と利用料は右記のとおりです。利用料には、消費税が含まれています。

【利用許可の取り消し等】

次の場合は、利用の条件を変更し、利用を停止し、または利用の許可を取り消すことがあります。

- ・市条例又はこれに基づく市規則に違反したとき。
- ・利用の許可の条件に違反したとき。
- ・利用の許可の申請に偽りがあったとき。

【利用を取りやめるとき】

利用料は、利用者の都合によって取り消しますと、返金できませんのでご留意下さい。ただし、次の場合は利用料の全部又は一部をお返しします。

- ・センターの管理上特に必要があるため、理事長が利用の許可を取り消したとき、既納の利用料全額。
- ・災害その他利用者の責任でない理由により、センターの施設等を利用することができなとき、既納の利用料の全額。
- ・利用者が利用料を納付した後、利用を開始しようとする日前30日までに利用の許可の取り消しの申し出を行い、当該利用の許可の取り消しを受けたとき、既納の利用料の7割に相当する額。

【利用権の譲渡等の禁止】

利用の許可を受けた方は、利用の権利を他人に譲渡し、または転貸することはできません。

【利用の許可ができない場合】

- ・公益を害するおそれがあるとき。
- ・施設等をき損するおそれがあるとき。
- ・その他センターの管理上支障があるとき。

事業内容

緑化技術に関する研修の実施

- 植木・花の栽培、育成及び伝統技術に関する研修会を開催しています。
- 植木等の生産技術及び技能習得のための研修会などを開催し、技術の向上を図っています。

緑化に関する情報の提供

- 植木・花の栽培、育成等の情報の収集及び提供を行っています。
- 安行に関する紹介や緑化技術、推奨品種の情報等を緑化情報誌「樹里安だより」の発行や市内生産者が生産している樹木等の生産目録を発行し、緑化産業の振興、緑化の普及、啓発に努めています。

緑化の啓発

- 緑化の啓発、安行植木の宣伝・紹介、緑化産業振興のためのイベントを開催しています。
- 緑の学会や各種の園芸セミナーの実施や春・秋恒例の安行植木まつり、盆栽展などをはじめとする展示会等を開催しています。
- 緑化関係団体との共催による展示会等を開催しています。

緑化事業推進

- 施設の維持管理及び利用申請の受付、施設利用及び来場促進のための広報及び宣伝業務を行っています。

スタンプ販売中



イベント情報



春のイベント (3・4・5月)

- 春の安行花植木まつり
- スプリング緑花感謝祭
- 花と緑の祭典
- 各種園芸講習会（通年）



秋のイベント (9・10・11月)

- 秋の安行花植木まつり
- 緑と大地の豊年まつり
- 紅葉展

